

主治医及び保護者の方へ

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。園児の健康回復・維持のため、また周りへの感染拡大防止の観点から保育所独自の登所基準を定める必要があり、平成22年1月26日の第2回保育園等健康支援検討委員会において討議され、この書類を作成しました。

保育所 登所許可証明書

保育所名: ソレイユナーサリー小松川

※氏名:

※については保護者が記入して下さい。

下記の疾患で平成 年 月 日から療養中のところ、現在症状が軽快し他児への感染のおそれはない(病状が安定した)と判断したので、平成 年 月 日より登所してよいことを証明します。

該当疾患に○	疾患名	出席停止期間の基準(厚生労働省、保育園における感染症ガイドラインによる) *以下の基準に基づき医師が判断する。
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日間を経過するまで。
	新型インフルエンザ	同上
	百日咳	特有な咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹(はしか)	解熱後3日間を経過するまで。
	風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで。
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下線又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ腫脹が消失し普段の食事ができるようになるまで。
	水痘(みずぼうそう)	全ての水疱がカサブタになるまで。(ジュクジュクしてないこと) また、抗ウイルス剤を服用中は登所を控える。
	帯状疱疹	全ての水疱がカサブタになるまで。(ジュクジュクしてないこと)
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消失した後2日を経過するまで。
	腸管出血性大腸菌感染症	医師より感染の恐れがないと認められるまで。
	流行性角結膜炎(はやり目)	同上
	急性出血性結膜炎(アポロ病)	同上
	溶連菌感染症	抗生剤内服開始後24時間以上経過し、発熱や発疹等の症状が回復するまで。
	感染症胃腸炎	嘔吐や下痢症状が治まり、普段の食事が摂れ全身状態が回復するまで。
	マイコプラズマ肺炎	解熱し、咳が軽快するまで。
	伝染性紅斑(リンゴ病)	発疹があっても全身状態のよい者は登所可能。(ただし、元気がない・だるさを伴う時は休むこと)
	ヘルパンギーナ・手足口病	解熱し、口腔内が軽快するまで。(喉の痛みや口内炎が良くなり普段の食事が摂れるようになるまで)
	突発性発疹	解熱し全身状態が回復するまで。
	伝染性膿疱疹(とびひ)	患部を覆えれば登所可能。覆えない場合はカサブタが脱落するまで。(ジュクジュクした状態が治り患部が乾燥するまで)
	その他の感染症()	

※保育所生活における
注意事項

平成 年 月 日

医師 住所
電話
氏名

印